

別表六(六)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名		
試験研究費の額の計算	1	円	平開成始29す 年る 4事 月業 1年 日度 計 以の 後場 に合	(12) > 5 % の場合 $\frac{9}{100} + ((12) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	13
	2		4事 月業 1年 日度 計 以の 後場 に合	(12) ≤ 5 % の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (12)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	14
	3		計	税 額 控 除 割 合 (13) 又は (14)	15
	4		算	(10) = 0 の場合は0.085	
平均売上金 (別表六(十)「5」)				税 額 控 除 限 度 額 (4) × ((9) 又は (15))	16
試験研究費の額の計算					円
試験研究費の額の計算					
試験研究費の額の計算	平開成始29す 年る 4事 月業 1年 日度 計 以の 後場 に合			(6) ≥ 10 % の (6) < 10 % の $(6) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8
	増減試験研究費の額の計算			税 額 控 除 割 合 (7) 又は (8)	9
	増減試験研究費の額の計算			当 期 税 額 基 準 額 (17) × (0.25 又は (18))	19
	増減試験研究費の額の計算			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (16) と (19) のうち少ない金額)	20
増減試験研究費の額の計算				調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十七)「7の①」)	21
増減試験研究費の額の計算				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22

「22」欄

試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第42条の4第1項」※1 又は「第42条の4第1項」※2

② 「区分番号」欄：「00563」※1 又は「00595」※2

③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

※1 平成29年旧措置法第42条の4第1項（区分番号：「00563」）  
平成29年4月1日前に開始した事業年度

※2 第42条の4第1項（区分番号：「00595」）  
平成29年4月1日以後に開始した事業年度

別表六(六) 平二十九・四・一以後終了事業年度分